

平成 28 年 3 月 28 日

各私立幼稚園設置学校法人理事長 様
各私立幼保連携型認定こども園設置学校法人理事長 様
各私立小・中・高等学校設置学校法人理事長 様

広島県環境県民局学事課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)



平成28年度以後の監査事項の指定について（通知）

このたび、学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第15号）の施行に伴い、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項が平成28年3月28日付け広島県告示第189号をもって別添のとおり指定されたのでお知らせします。ついては、次の点を十分御留意の上、遺憾のないよう取り計らい願います。

第1 監査対象法人等について

法第14条第1項に規定する学校法人（法第4条又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人をいう。）で知事の所轄に属するものは、同条第2項の規定に基づき、毎年度計算書類及び収支予算書を知事に届け出ることとされていること。但し、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）第37条に基づき、活動区分資金収支計算書ないし基本金明細表を作成しないこととした学校法人についてはこの限りでないこと。

また、同条第3項の規定に基づき計算書類には、知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされていること。

なお、同項ただし書に規定する「補助金の額が寡少」である場合の監査報告書の添付の免除に係る知事の許可については、1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味するものであること。この場合には、計算書類に知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付する必要はないが、それに代えて当該学校法人の監事の監査報告書を添付すること。

第2 監査事項の内容について

平成28年3月28日付け広島県告示第189号により指定された平成28年度以降の監査事項の具体的な内容は次のとおりであること。

1 資金収支計算書について

- (1) 資金収支計算書は、会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
- ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。
 - イ 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。
 - ウ 上記 ア及びイの具体的内容のうち特に留意すべき点は次のとおりである。
 - (ア) 収入、支出の繰上げ若しくは繰下げ又は規格外の予算流用を行っていないかどうか。
 - (イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。
 - (ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。
 - (エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
 - (オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- (2) 資金収支計算書の表示方法は、会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- 記載科目、記載方法及び様式は、会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っているかどうか。
- (注) 資金収支内訳表については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。
- 活動区分資金収支計算書については、会計基準第37条に基づき作成しないこととした学校法人にあつては、所轄庁に届け出る計算書類及び監査事項からは除外されていること。また、会計基準第37条にかかわらず、活動区分資金収支計算書を任意で作成し、届け出る学校法人にあつても、監査事項からは除外されていること。

2 事業活動収支計算書について

- (1) 事業活動収支計算は、会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
- ア 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。
 - イ 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。
 - ウ 当該会計年度の特収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。
 - エ 上記ア乃至ウの具体的内容のうち特に留意すべき点は次のとおりである。
 - (ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。
 - (イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
 - (ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。

- (エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- (オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。

- (2) 事業活動収支計算書の表示方法は、会計基準の定めるところに従っているかどうか。記載科目、記載方法及び様式は、会計基準第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条に従っているかどうか。

（注）事業活動収支内訳表については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

3 貸借対照表について

- (1) すべての資産及び負債は、会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。

イ 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

- (2) 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

- (3) 基本金及び繰越収支差額は、会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

- (4) 貸借対照表の表示方法は、会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、会計基準第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条及び第 36 条に従っているかどうか。

（注）基本金明細表については、会計基準第 37 条に基づき作成しないこととした学校法人にあっては、所轄庁に届け出る計算書類及び監査事項からは除外されていること。なお、会計基準第 37 条にかかわらず、基本金明細表を任意で作成し、届け出る学校法人にあっては、監査事項となること。

4 収益事業に係る計算書類について

- (1) 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

- (2) 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

第 3 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴法人と、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 24 条又は第 34 条の 11 に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については公認会計士法施行令第 7 条又は第 15 条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

第4 計算書類等の届出について

知事への計算書類等の届出については、次のことに留意されたい。

1 届出期日について

計算書類の届出期日については、当該年度の翌年度の6月30日までに届け出ることとされていること。

また、収支予算書については、当該年度の6月30日までに届け出ることとされているので前年度の計算書類と同時に届け出ること。なお、収支予算書を届け出た後に、同予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

2 届出方法等について

(1) 計算書類の用紙は日本工業規格A4判に統一すること。ただし資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

(2) 計算書類は会計基準の第1号様式から第10号様式の順序として（収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加して）公認会計士又は監査法人の監査報告書（自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）の後にとじ込むこと。なお両者は袋とじとし、袋とじの部分にも公認会計士等の押印（割り印）又は自署を必要とすること。また、収支予算書は計算書類とは別につづること。

添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に代えて当該学校法人の監事の監査報告書を計算書類に添付する学校法人についても、同様とすること。

(3) 計算書類等の届出の際には、学校法人の理事長名を記入し、職印を押印又は理事長が署名した知事宛ての送付状を添付すること。なお、送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成責任者（会計課長等）の氏名を付記すること。

第5 私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定の廃止について

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（昭和51年12月7日付広島県告示第894号及び昭和52年12月6日付広島県告示第881号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止すること。

添付資料

【別添】 私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（平成28年3月28日付け広島県告示第189号）

広島県告示第百八十九号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年度の監査報告書から適用する。

昭和五十一年広島県告示第百九十四号（私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定）は、平成二十七年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支内訳表及び学校法人会計基準第三十七条の規定に基づき作成しないこととした基本金明細表を除く。）が作成されているかどうか。